ゴルフスタジアム被害110番

☎弁護士による無料電話法律相談!

株式会社ゴルフスタジアムは、ゴルフのレッスンプロ、ゴルフショップ、ゴルフ練習場などを主たる顧客として、ゴルフのスイングを撮影してチェックするソフト等を販売し、その代金については、クレジット又はリースでの支払をするものとしながら、それと同時に、株式会社ゴルフスタジアムが顧客のホームページへ広告を掲載する広告料として、毎月のクレジット又はリースの賦払金に相当する金額を顧客に対して支払うとのキャッシュバックの広告契約を締結していましたが、平成29年2~3月頃より、株式会社ゴルフスタジアムは、顧客に対する広告料の支払を止めてしまい、顧客はクレジット代金又はリース料の請求だけを受け続けています。

兵庫県弁護士会では、この件について、どのような勧誘手法により契約することとなったのか、また、どのような内容の被害が生じているのか、といった被害実態をできる限り正確に把握するとともに、被害回復につなげるために、このたび、下記の日程で、弁護士による無料電話法律相談を実施する運びとなりました。

ゴルフスタジアムとの契約トラブルに遭われた方は,是非この機会を ご利用いただき,お気軽に弁護士にご相談下さい。

ご相談は、無料、秘密厳守です。

☆ゴルフスタジアム被害110番

日時 2017年5月12日(金) 午前10時~午後3時 20078-361-5180

※当日のみの臨時電話 ※通話料はかかります

~お問い合わせ先~ 兵庫県弁護士会 Tel 078-341-8227